

2014年3月10日
テオリア第18号

定価 350円
毎月10日発行
定期購読料 年間 4000円
半年 2000円

郵便振替口座 00180-5-567296研究所テオリア

θεωρία テオリア

発行 研究所テオリア
東京都千代田区内神田1-17-12
勝文社第二ビル101
TEL&FAX 03-6273-7233
ホームページ
http://theoria.info
E-mail: email@theoria.info

座標塾第X期第1回

消費増税とアベノミクスのアキレス腱

(上)

白川真澄

はじめに

安倍政権は、昨年からの秘密保護法の強行採決、中国との軍事的対決を打ち出し

た国家安全保障戦略の閣議決定に続いて、米軍基地建設のための埋め立て処分承認を知事に強要しました。そして、靖国神社への参拝強行と、暴走を始めています。「失望」という同盟国

としては最大級の表現で批判した。右翼ナショナリス ト政権への危惧が広がり、国際的には支持する国はないという状況です。それでも安倍政権がやりたい放題をする自信の根拠は、多少低下したとはいえ50%台の高い内閣支持率です。その大きな理由がアベノミクスによる景気回復への期待です。実感はないが、景気回復にワラにもすがり気持ちで期待したいというわけですが、アベノミクスは

「期待」で経済が回復するというもので、ある種のおまじないです。1年前に「アベノミクスを徹底批判する」(座標塾第9期第2回、2013年2月11日本紙2013年3月10日号に掲載)を行いました。では、1年経ってどうなったのか。

まず、消費増税問題を取り上げて、その後アベノミクスの抱えているアキレス腱を見ていきます。加に、169兆円が収収の減少に起因します。歳出の増加は90年代には景気回復を意図した大型の公共事業投資が行なわれたことによりですが、2000年代には社会保障関係費の伸びが大きい。収収の減少は、所得税と法人税の落ち込みが原因です。所得税収は、1991年度の26・7兆円をピークに低落しつづけて2012年度には13・6兆円にまで落ち込んだ。08年は年平均で名目法人税収は、1989年度の19・0兆円をピークに低下しつづけて、03年から07年度にかけていったん増収に転じましたが(07年度14・7兆円)、リーマン・ショック後は10兆円を割り込み、9・0兆円(12年度)にとどまっている【図1】。

座標塾第X期 第3回 改憲を阻むための新しい論理

3月21日(木)

講師 白川真澄

日時 3月20日(木)午後6時半～9時

会場 文京シビックセンター3階会議室

参加費 1000円(会員500円)※要申込み

連絡・申込み 研究所テオリア

03-6273-7233
email@theoria.info

講座テオリア

東日本大震災とショック・ドクトリン

「復興」便乗で再び収奪される東北

4月7日(月)午後6時半～9時

講師 金野正晴(東北大学大学院非常勤講師)

会場 文京シビックセンター15階会議室B

参加費 1000円(会員500円)※要申込み

連絡・申込み 研究所テオリア

03-6273-7233
email@theoria.info

インフォメーション

フクシマを忘れない！さようなら原発3・15脱原発集会

3月15日(日)午後1時半開演/日比谷野外音楽堂/さようなら原発)一千万署名市民の会

紙面紹介

消費増税とアベノミクスのアキレス腱(上)

白川真澄……………1～6面

都知事選/反「紀元節」行動……………6面

安倍政権の「教育再生」……………7面

秘密保護法廃止運動の課題……………8面



消費増税問題が浮上した背景

背景

税収減と財政赤字の累積

なぜ、消費増税が登場してきたのか。その理由の第一は、財政危機の深刻化です。

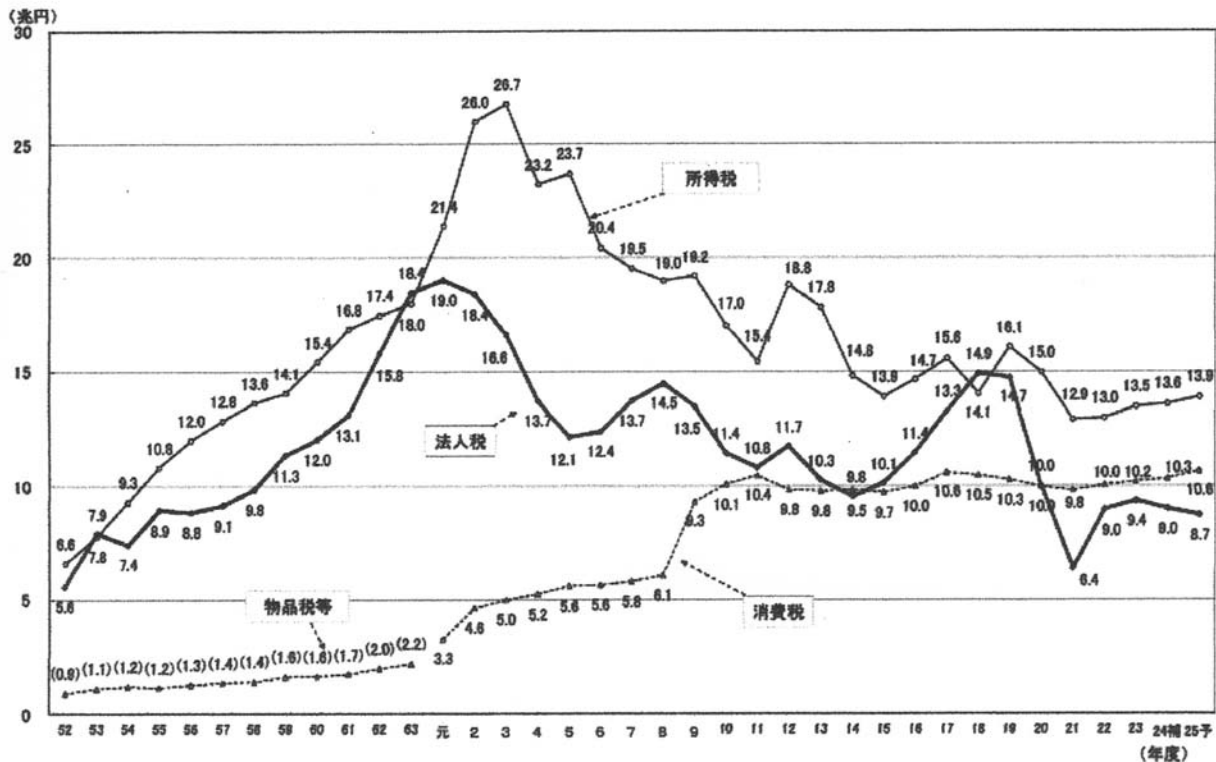
日本の財政は、1980年から1990年までは支出(歳出)と税収(歳入)がバラレルに増大していった。しかし、バブル崩壊

後は歳出が増えつづけてきたのと対照的に、歳入は減少傾向に転じ、歳出と歳入のギャップ(財政赤字)が急速に拡大してきた。この赤字分は国債発行によって埋め合わされましたから(13年度には、歳出92・6兆円の46%を国債で賄う)、

安倍政権は自らと同じ考えの歴史修正主義者をNHKの会長・経営委員に送り込むなどのメディア支配、国家主義教育を進め、集団的自衛権の解釈改憲をめざす方針を公言。立憲主義すら否定している。

だが、安倍の強気の政権運営を支える「アベノミクス」は4月の消費増税を契機に弱点があらわになろうとしている。今号では、座標塾第10期第1回(1月24日)「消費増税とアベノミクスのアキレス腱」秘密保護法廃止運動、「教育再生」を取り上げた。

図1：基幹税（所得税、法人税、消費税）の税収（一般会計分）の推移



(注)23年度以前は決算額、24年度は補正後予算額、25年度は予算額である。出典)財務省HP

(1面から続く)

1997年度から2009年度にかけて10兆円前後の税収を維持している。その安定ぶりが際立っている。

皆さんご存知の通り、この結果、「国と地方合わせた長期債務残高」は1989年度末の254兆円、対GDP比61%から、2012年度末には940兆円、対GDP比196%にまで膨れ上がった。これは、先進国の中ではギリシャの対GDP比142%をはるかに上回る最悪の財政破たん状況です。「国の借金」(国債、借入金、短期債務の合計)は、2000年6月の500兆円から2013年6月に1008兆円と、ついに1千兆円を突破した。国民1人当たり792万円にもなります。

にもかかわらず、国債価格の暴落と長期金利の高騰といった危機の顕在化は、いまのところ回避されています。しかし、いつ長期金利の

急騰(国債価格の暴落の高騰)が起こってもおかしくない財政破たん状態にあることはまちがいありません。長期金利が上がれば、国債の利払いだけでも一挙に膨らんでしまいます。

膨らむ
社会保障給付費

消費増税が浮上してきた理由の2つ目は、社会保障給付費の膨脹です。

年金や医療・介護サービスなどを提供するのに必要な社会保障給付費は、高齢化の進展にもなつて年々増えつつあります。1980年度の24.8兆円から1990年度には47.2兆円、2000年度には78.1兆円、2013年度には110.6兆円と急激に増大してきました。

その内訳は、年金が53.5兆円(全体の48.4%)、医療が36.0兆円(32.5%)、福祉その他が21.1兆円(19.0%)、うち介護が9.0兆円となっている(2013年度)。年金と医療の比重がいちじるしく高く、福祉(介護など)の比重が低いのが特徴です。

この社会保障給付費を賄う財源は、税金だけではなく社会保障料が大きな比重を占めています。社会保障料が62.2兆円(全体の56.2%)、税金が40.9兆円(37.0%)、うち国が29.7兆円、地方が11.2兆円、ほかに資産収入7.5兆円

となっている(2013年度)。なお、政府予算のなかでの社会保障関係費も、社会保障給付費の増大に伴って急増してきた。1980年度の8.2兆円(一般歳出の26.7%)から2000年度の16.8兆円(同34.8%)、2013年度の29.1兆円(同53.0%)にまで増え、2014年度には30兆円を突破します。

社会保障給付費は高齢化に伴ってさらに増えつつ、このままでは将来(2025年度)には151兆円にまで膨らむ(対GDP比は11年度の22.3%から24.9%)と推計されている。その内訳は、年金61.9兆円、医療53.3兆円、

福祉その他35.8兆円(うち介護19.7兆円、子ども子育て6.5兆円)となっている。医療と福祉(介護など)の伸びが大きくなっている。その財源は、2025年度では社会保障料が89.1兆円(全体の59%)、税金が61.3兆円(41%)になると見積もられています。

消費増税を2010年の参院選前に突然言い出したのは、菅民主党政権。そのため参院選で敗北したのですが、自民・公明両党も民主党政権にやらせた方がいというところで、三党合意で消費増税を決めたわけですから。

新しい財源が必要

もう1つの方向は、社会保障給付費の増大に見合う財源を新しい方法で調達するというものです。これには(1)あくまでも増税を避けて、行政部門の効率化などによって歳出削減を進める、(2)経済成長の復活で税収を増やす、(3)社会保障料を段階的に引き上げる、(4)増税する、という方策が考えられる。

(1)は、歳出や行政部門の効率化、すなわち税金のムダ使いをなくして、社会保障の財源を確保するという方策です。これは民主党政権の最初の考えで、事業仕分けをしたが1兆円の財源しか出てこなかった。しかし、みんなの党は、この主張をしています。

ムダ使いをなくす切り札として、国と地方の公務員の削減が主張される。しかし、日本の公務員数(国と地方)は、人口1千人当たり32.0人と相対的に少ないのです。ドイツは54.6人、イギリスは77.3人、

比較すると低い(フランス32.1%、スウェーデン29.8%、ドイツ27.8%)。高額の年金受給者の上限設定、ジェネリック医薬品活用などによる医療費削減といった効率化を進めるとしても、税方式による低所得者向けの最低保障年金の導入など、むしろ社会保障の拡充が求められています。

米国は78.2人です。これ以上地方公務員を削減すれば、住民に対する行政サービスへの低下を招くことは明らかです。

では、ムダな公共事業と軍事費を削ったらいいか。これは共産党がよく主張しています。しかし、安倍政権は大型の公共事業(新幹線や高速道路やダム)の建設などを再開する路線をとっている。環境破壊をもたらす、人口減少時代に

ときに税収が何%増えるかは、財務省のいう1.1ではなく、4.4くらいである。小さく見積もった2.5でも、名目GDP3%(実質2%プラスインフレ率1%)の成長で、7.5%の税収増になると主張しています(消費増税実施はデフレ脱却を第一に「DIAMOND online」13年8月29日号)。

この方策は、はっきり言って幻想です。名目GDPの税収弾性値を過大評価しているばかりか、高い経済成長の復活が可能という幻想の上に立っている。名

社会保障を 持続可能にする方策

社会保障費増大は不可避

社会保障給付費の将来的な増大は、高齢化の進展と貧困の増大(相対的貧困率は16%と先進国で第2位、10年)という社会状況からすれば、避けられません。同時に財政赤字が膨らみ財政が破たんしているなかで、これ以上借金(国債発行)に依存し将来世代にツケを回す財政運営もできない。

とすれば、財政赤字を拡大せずに社会保障を持続可

「高負担・高福祉 社会」へ転換を

(2)の経済成長による税収の自然増という方策はどうか。これは名目GDP成長率が高まれば税収は大きく増える、だから経済成長の足を引っ張る増税は必要ないし、すべきではない、と主張する。「上げ潮」派の主張で、安倍はもとも「上げ潮」派でした。

安倍のブレインの本田悦郎は、名目GDPの税収弾性値(GDPが1%増えた

ときに税収が何%増えるか)は、財務省のいう1.1ではなく、4.4くらいである。小さく見積もった2.5でも、名目GDP3%(実質2%プラスインフレ率1%)の成長で、7.5%の税収増になると主張しています(消費増税実施はデフレ脱却を第一に「DIAMOND online」13年8月29日号)。

能なものにするためには、どのような方策がありうるだろうか。

解決のための1つの方向は、社会保障の効率化を大胆に進め、社会保障給付費を削減するというものです。

これは、年金支給年齢を引き上げたり給付水準を切り下げる。医療・介護・子育てについては公共サービスの提供を減らして、個人に自己負担で市場から購入させる。つまり保険外診療の拡大など自己負担を増やすといった方策です。この方策は、深刻な財政危機に陥ったギリシャなど南欧

諸国、イギリスなどが採った緊縮財政政策です。しかし、それは民衆の激しい反発と抵抗を呼びました。ですから、生活保護給付水準の引き下げには手をつけませんが、全体としてはそう簡単にはできません。

そもそも日本の社会保障給付費の対GDP比は、22.2%(09年度)と国際的に

比較すると低い(フランス32.1%、スウェーデン29.8%、ドイツ27.8%)。高額の年金受給者の上限設定、ジェネリック医薬品活用などによる医療費削減といった効率化を進めるとしても、税方式による低所得者向けの最低保障年金の導入など、むしろ社会保障の拡充が求められています。

目成長率が3%を越えた年は90年以降は一度もない。潜在的成長率(労働、資本、全要素生産性の3つの要因から推計される達成可能な成長率)は1880年代には4%台だったが、現在では1%に低下している。3%を超えることはない。

では、社会保険料の引き上げはどうか。社会保障給付費のうち6割は社会保険料が占めている。これまでは、税負担を増やさずに社会保険料を引き上げ続けてきました。その結果、負担が低所得者に重くのしかかり、保険料を支払えない人が急増している。国民年金保険料の未納率は4割、国民健康保険料の滞納は1割強です。国民健康保険料を滞納すると保険証を取り上げられ、いったん窓口で全額負担になるから、病院に行けなくなる。この現状からすれば、社会保険料のこれ以上の引き上げに頼ることは、困難です。

したがって、残された方策は増税しかありません。これは、「低負担・中福祉」年々2005年の間に所得

社会から北欧のような「高負担・高福祉社会」に転換するということ。問題は、どの税負担を増やすべきか、誰に税負担を増大をせよか、と。増税といえ、消費増税しかないという常識があまり通っていませんが、あらためてどの税から増やすべきかを問います必要がある。

その際、税制の原則がある。「公平」、「中立」、「経済の効率性を妨げない」、「簡素(例外が少なくない)」とい

消費税をめぐる論争

高まる消費税の比重

所得税、法人税、消費税の3つが基幹税と呼ばれま

税(個人所得税)の対GDP比が低下し、逆に消費税(付加価値税)の対GDP比が上昇している。総税収に占める比重で見ても、所得税の比重が低下し、それを補う形で消費税の比重が高まっている(『経済財政白書』08年版)。なお、法人税(法人所得税)の対GDP比は、日本などを除くと高まっている国が多い。

課税や勤労所得への課税(社会保険料負担の形で)が重くされてきたわけですが、諸富徹「私たちはなぜ税金を納めるのか」。

課税や勤労所得への課税(社会保険料負担の形で)が重くされてきたわけですが、諸富徹「私たちはなぜ税金を納めるのか」。

課税や勤労所得への課税(社会保険料負担の形で)が重くされてきたわけですが、諸富徹「私たちはなぜ税金を納めるのか」。

目次

消費増税問題が浮上した背景
社会保障を持続可能にする方策
消費税をめぐる論争

まず公正な税制で社会保障の財源確保を
安倍政権による消費税率4月引き上げに反対する
(以上本号)

アベノミクスの現在

アベノミクスのアキレス腱①— 賃上げによる好循環は可能か

アベノミクスのアキレス腱②— 不可能な「財政健全化」(以上本号)

た原則が考慮されるべきですが、日本の税制は1990年代以降、不公平税制になってきた。その意味で、「公平」の原則が重視される必要がある。

公平性には、「水平的公平性」と「垂直的公平性」があります。「水平的公平性」とは、等しい負担能力のある人には等しい負担を求め、「垂直的公平性」とは、経済力のある人には重く、弱い人に軽く課税するということです。

税(個人所得税)の対GDP比が低下し、逆に消費税(付加価値税)の対GDP比が上昇している。総税収に占める比重で見ても、所得税の比重が低下し、それを補う形で消費税の比重が高まっている(『経済財政白書』08年版)。なお、法人税(法人所得税)の対GDP比は、日本などを除くと高まっている国が多い。

課税や勤労所得への課税(社会保険料負担の形で)が重くされてきたわけですが、諸富徹「私たちはなぜ税金を納めるのか」。

消費税は優れた税か?

所得税の低下には、世界的な所得税のフラット化への流れが作用している。フラット化とは、最高税率の引き下げなど累進性を弱め、お手持ちの税金を安くすることです。それはまた、グローバル化のなかで株取引などで稼いだ金融所得のような移動性の高い所得の海外逃避を抑制する苦肉の策でした。逆に、移動性のない消費活動への

課税や勤労所得への課税(社会保険料負担の形で)が重くされてきたわけですが、諸富徹「私たちはなぜ税金を納めるのか」。

課税や勤労所得への課税(社会保険料負担の形で)が重くされてきたわけですが、諸富徹「私たちはなぜ税金を納めるのか」。

課税や勤労所得への課税(社会保険料負担の形で)が重くされてきたわけですが、諸富徹「私たちはなぜ税金を納めるのか」。

逆進性がないは本当か?

日本総研『Research Focus』13年2月12日。「今日の社会保障費は今を生きる世代に直接恩恵が及ぶ」のだから、その財源は現世代が負担すべきであり、それには消費税がふさわしい(土居「他力依存」からの早期脱却を)。

低所得者の税負担率の方が重くなり逆進性が生じるように見える。しかし、高所得者は、貯蓄した300万円分を後の時期に消費支出に回すから、消費税の負担率は結局は10%(1700×0.1/1000プラス300×0.1/1000)になる、というわけです。

「消費増税によって家計消費の抑制は生じうるが、」簡素な給付措置による低所得者対策があれば、低所得者の消費減退は緩和できる(土居「他力依存」からの早期脱却を)。

脱成長論者の消費増税論

「税金に占める消費税の割合を高めるほうが、経済成長へのマイナス影響が小さくなる」との見方があり、…先進21カ国のデータをみて、税収に占める消費税の割合と就業率1人当たり実質GDP成長率の関係をみると、緩やかながら正の相関関係がみられる(蜂谷勝弘「求められる経済成長を阻害しない税体系」、

「高い福祉を願うなら、高い負担も絶対に必要です。…。消費増税が一番それにふさわしい(広井良典/橋本俊昭「脱成長」戦略の広井発言」。

「私は所得税の累進性を高めることに賛成です。ただ、それだけでは、全然足りないのです。所得税率の一番上のレベルで40%ですが、課税対象の所得1800万円以上の人数は数としては少ない。したがってその所得税を1%上げても300

世代間公平性と逆進性

消費税はそもそも税として重大な欠陥を抱えているという批判も、当然出されています。

(4面へ続く)

表 各国の軽減税率

国	標準税率	軽減税率
スウェーデン	25%	12% = 食品、宿泊 6% = 新聞、運賃、文化イベント
イギリス	20%	5% = チャイルドシート、0% = 食品、運賃、新聞、書籍
フランス	19.6%	7% = 宿泊、外食 5.5% = 食品、書籍 2.1% = 医薬品
ドイツ	19%	7% = 農産品、水道水、新聞、運賃、文化イベント
イタリア	21%	10% = 宿泊、外食 4% = 農産品、出版物
オランダ	21%	6% = 食品、医薬品、運賃、新聞

「消費税は「家計支出に占める消費支出の割合が高い低所得層ほど負担が重くなる逆進性の強い税である」(伊藤周平)「社会保障財源としての消費税

を問いただす、「世界」14年2月号)。「消費税は低所得者により重い負担がかかる逆進性があるというのが、その最大の理由です。それ以外にも、中小企業は消費税分を価格に転嫁できない、とくに下請け企業は価格転嫁ができず、自分たちの負担になっ

「輸出企業の場合は、最終消費者を国内に求めることができないため、製品になるまでに支払ってきた消費税分を戻税として還付を受けることができる。この輸出還付金は、金額1位のトヨタ自動車で年間2264億円、上位10社で合計8698億円、全体では約2兆円、消費税のおよそ2割に相当する。」(同)財務省からすれば、消費

税は喉から手が出るほど欲しい財源です。なぜなら、消費税は子どもから高齢者まで消費する人には誰にでも網をかけて課税できるという点で、課税ベースが最も広いからです。税率を1%引き上げるだけで約2・7兆円の増収になる。また、景気変動や経済成長率にかかわらず安定した増収が得られる安定性をもっている。

「輸出企業の場合は、最終消費者を国内に求めることができないため、製品になるまでに支払ってきた消費税分を戻税として還付を受けることができる。この輸出還付金は、金額1位のトヨタ自動車で年間2264億円、上位10社で合計8698億円、全体では約2兆円、消費税のおよそ2割に相当する。」(同)財務省からすれば、消費

税は喉から手が出るほど欲しい財源です。なぜなら、消費税は子どもから高齢者まで消費する人には誰にでも網をかけて課税できるという点で、課税ベースが最も広いからです。税率を1%引き上げるだけで約2・7兆円の増収になる。また、景気変動や経済成長率にかかわらず安定した増収が得られる安定性をもっている。

これは、国家の立場、税を徴収する財務省の立場から見た消費税のメリットとということになります。税

を納める人びとの立場から「公平性」という観点で見るとどうでしょうか。「消費税には、現役世代だけではなく高齢者も税を負担する」という点で、世代間の公平性(水平的公平性)があるという長所がありま

円、年収257万円以下の人は6万円であるが、所得に占める消費税額の負担率は前者が1・5%であるのに対して、後者は3・5%とより重くなっている(三菱総研の試算)。垂直的な公平性という点では、不公平になるということです。

軽減税率と給付付き税額控除

EU諸国の消費税率(付加価値税率)は20%前後と高いのですが、食料品や日用品、新聞などに対しては軽減税率が導入されていて、0%や10%前後になっている。(表)

軽減税率の導入は税収を減らすから、税収の効率性(C効率性)をいじめるしく低下させます。イギリスでは、2007~08年の付加価値税800億ポンドに対して、ゼロ税率分290億ポンド、軽減税率分30億ポンド、非課税分120億ポンド、計440億ポンドになっている。単一税率で課税した場合の消費税収に対する実際の消費税収の割合、つまりC効率性は65%にとどまっている。財務省からすれば、軽減税率は

という線引きが複雑になり、業界の利害が絡んでくるという問題がある。たとえばファストフード店でハンバーガーを持ち帰りで買うと、軽減税率が適用される「食料品」になる。だが、店内で食べると「贅沢品」になり、標準税率が適用される。ドーナツも1個の差で税率が違う。税率適用が複雑になって、税制に求められる「簡素さ」を犠牲にしている面があるわけ

「消費に対する志向は多様であり、必ずしも最終消費者の経済能力と消費金額が比例関係にあるわけではない、と述べています。「消費に対する志向は多様であり、必ずしも最終消費者の経済能力と消費金額が比例関係にあるわけではない、と述べています。

EU付加価値税について検討した「マリーヌ報告(2010年)」は、軽減税率が逆進性の解消に役立つという点で、と述べています。EU付加価値税については、低所得者世帯に対して、給付付き税額控除を適用して

効果的に解消されるとは思えない(西山由美「EU付加価値税の現状と課題」)。ただし、消費への志向が多様であるというだけでは、軽減税率がなぜ逆進性の解消に役立つことにはなっていない、と思います。マリーヌ報告は、単一税率(15%)で非課税項目を最小限にしているニュージーランドの消費税を評価している。ニュージーラ

弱められてきた所得税の累進性

では、どのような増税をするべきか。私の考えは、まず所得税や企業への課税で公正な税制を実現し、消費増税は最後の手段とするということ。第一は、所得税の累進性の強化です。所得税は「応能負担」原則(経済力に応じて課税す

る)にもとづく累進性を特徴としています。これは、所得税の重要な機能の一つが所得再分配にあるからです。しかし、日本では1990年代以降、所得税の累進性が弱められてきた。所得税の最高税率は1980年代の70%(課税所得8千万円超え、15段階の刻みでした。それが、現在の40%(同1800万円超え)・6段階の刻みにまで引き下げられてきた。そのため、政府でさえも「税によ

る(所得)再分配効果をみると、我が国は、先進国の中で最も小さい(『経済財政白書』2009年版)結果になっている、と認めている【図2】。高額所得者は人数は少ないが、総所得は多いので負担を増やす必要があります。しかし、所得税には、働いて得た勤労所得には累進性が適用されるが、株式の配当や売却益など金融所得への課税がいちじるしく軽

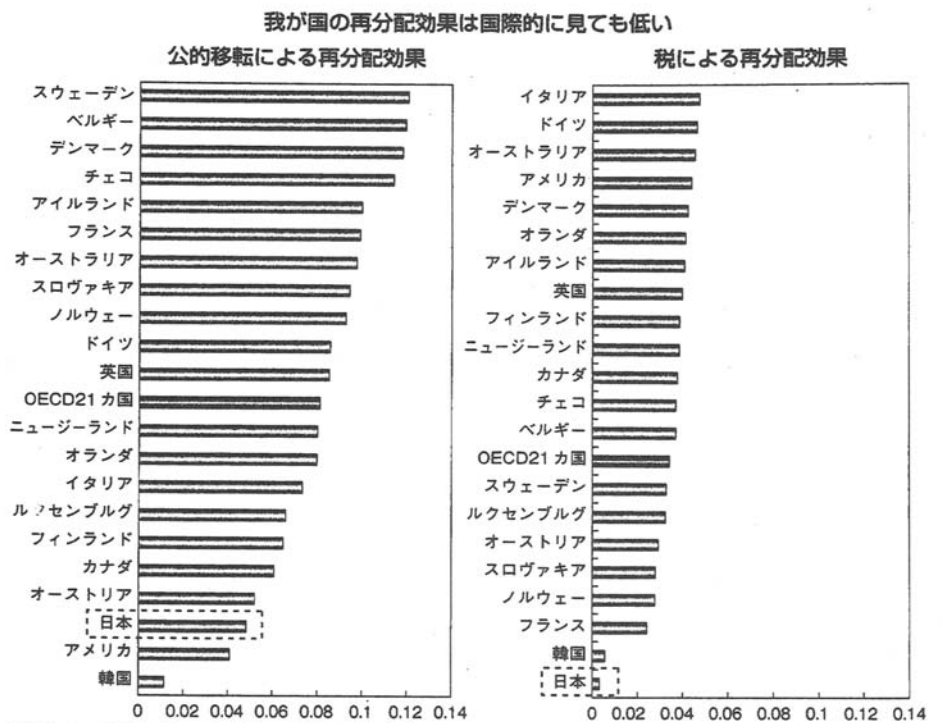
まず公正な税制で社会保障の財源確保を

株を持っている人の資産総額は、株価がこの1年で6割も上がったから60兆円から90兆円に膨らんだ。ところが、金融所得への課税は、勤労所得から分離され

ているため累進性が適用されず、しかも一律20%の税率が03年から10%に下げられてきた。2014年1月からのようやく20%に戻したが、いくら株でもうけても、たったこれだけしか課税されない。これは、株取引などで巨額の利益を得る富裕層に圧倒的に有利に働いています。

また、所得税は、企業で働く労働者からは源泉徴収で確実に徴税できるが、自主申告する自営業者から十分に徴税できていないという問題(水平的公平性の欠如)があります。所得を正確に把握する制度の導入が課題になっている。

図2：税や公的移転による所得再分配効果の国際比較



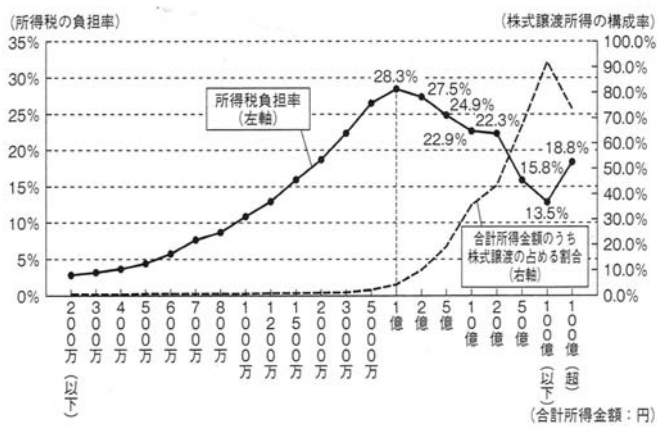
る(所得)再分配効果をみると、我が国は、先進国の中で最も小さい(『経済財政白書』2009年版)結果になっている、と認めている【図2】。高額所得者は人数は少ないが、総所得は多いので負担を増やす必要があります。しかし、所得税には、働いて得た勤労所得には累進性が適用されるが、株式の配当や売却益など金融所得への課税がいちじるしく軽

た、所得税は、企業で働く労働者からは源泉徴収で確実に徴税できるが、自主申告する自営業者から十分に徴税できていないという問題(水平的公平性の欠如)があります。所得を正確に把握する制度の導入が課題になっている。

た、所得税は、企業で働く労働者からは源泉徴収で確実に徴税できるが、自主申告する自営業者から十分に徴税できていないという問題(水平的公平性の欠如)があります。所得を正確に把握する制度の導入が課題になっている。

図3 高所得者の税負担率

勤労所得と金融所得(株式譲渡所得)の合計に対する所得税の負担率(2008年)



出典) 富岡幸雄「復興に増税は必要ない」『復興の大義』、農文協

「バー制度」は国家による個人情報への管理の強化という根本的な問題に加え、預金など金融所得の出入りを把握することができないという限界があります。

まともな課税されない法人税

法人税は、企業が得た利益に対する課税です。日本の法人税率は、グローバル化に伴う世界的な法人税率の引き下げ競争のなかで、1980年代から引き下げられてきたが、相対的には高い。日本の法人税実効税率(地方税分を含む)は35.64%(東京)ですが、韓国24.2%、中国25.0%、イギリス28.0%、ドイツ29.8%、アメリカ40.8%などとなっている。

しかし、日本の法人税は表面上は高いが、企業の利益が黒字の場合のみ課税される上に、さまざまな租税特別措置や欠損金(赤字)の繰り越し控除によって課税ベースが狭くなっていく。そのため、いろんな手段で利益を赤字にして、法人税を払わない。こうして、実際に法人税を納めている企業は、全体の3割にすぎない。

3大メガバンクは、長らく法人税を1円も納めていなかった。ある年に赤字を出すとそれを次年度以降に繰り延べて(9年間)黒字分を相殺できる欠損金の繰越控除制度を使ったからです。この制度を使って支払いを免れた法人税収は、企業で2・3兆円にもなる(11年度)。

また、製造業の場合、さまざまな租税特別措置によって減税されています。研究開発費が大きい医薬品や自動車などの企業は、その恩恵を受けている。租税特別措置による減税の総額は約9000億円、法人税収9兆円の1割に相当している。

さらに、日本の法人税率が高いというが、法人税と社会保険料を合わせた公的負担率はそれほど高くない。公的負担の対国民所得比率は、日本12・9%(うち法人税分6・5%)、アメリカ8・3%(同4・1%)、イギリス9・9%(同5・1%)、ドイツ11・5%(同2・8%)、フランス19・0%(同4・0%)、スウェーデン18・0%(同5・0%)と、国際的に比較すると決して高くない(2006年、OECD)。

欧州諸国は、企業の社会保険料の負担がはるかに大きい。日本の厚生年金の企業負担率は50%だが、欧州の企業の社会保険料負担はもっと高いからです。そして、ここ数年、大きな問題になっているタックス・ヘイブンの問題がある。法人税が低い国・地域に利益を移して、合法的に税金を逃れさせる。アップル、スターバックスなど多国籍企業化した巨大企業は、タックス・ヘイブンを使った租税回避(税金逃れ)を大々的に行なっています。

財務省の発表によれば、2011年に日本からケイマン諸島に流入した資金だけでも15兆4千億円にも上った(諸富「現代税制の転換点」、『現代思想』13年12月号)。ケイマン諸島だけでもこの金額です。この半分でも課税できたらすいぶん違ってくる。だから、いかに国際的な課税を強化するかが重要な課題になってきます。日本でも、グローバルタックスの強化を求める大きな声になっていけません。

さらに、相続税の問題があります。日本では、資産に対する課税、相続税がひじょうに軽い。相続税は、基礎控除が500万円プラス相続人1人当たり1000万円と大きく、最高税率も50%に引き下げられた(2003年)。そのため、相続税を納めているのは、100人のうち4人(4・2%)、2007年にすぎない。税収も1991~95年度は2兆5千億円を越えていたが、2002年以降は1兆5千億円にとどまっています。

2015年度から、相続税の基礎控除が3000万円プラス相続人1人当たり600万円に引き下げられ、最高税率が55%に引き上げられる予定だが、納付者は100人中6人に増えるだけで、抜本的な改革とはとても言えません。相続税については、どのように考えたらよいか。この社会で競争が必要だとしたら、個々人の能力や努力の違いによる格差が生じることを認めるとしても、全員が同じスタートラインに立つこと、つまり「機会の平等」が保障されなければならぬ。その点で、親が巨額の資産を持っている人と親に借金しかない人との差は、スタートラインが平等

だとは言えない。相続税は、親の資産の違いによるスタートラインの不等を解消する手段になります。ですから、「機会の平等」の下で競争するためには、相続税を100%にして子どもに資産を残すことは原則的に認めないという提案もされています。

軽すぎる相続税

公正な税制に向けて

公共事業に充てられる消費増税分

安倍政権による消費税率4月引き上げに反対する

これまでの公正な税制を抜本的に改革し、公正な税制を実現すると同時に、税収を増やす必要があります。

第1に、所得税の累進性を再び強化する。課税所得1800万円以上の人は、納税者約460万人のうち0・5%、23万人にすぎないが、税収全体の22%を納めています。最高税率を引き上げ、高所得者への累進性を強めることは効果的です。

第2に、金融所得に対する課税を抜本的に強化する。金融所得を勤労所得と合わせて総合課税にし、強い累進性を適用する。これによって、税収は大きく増える。オバマ政権やフランスのオランド政権は、富裕税導入の考えを示しています。日本でも、金融所得の大きい富裕層への課税強化の声を上げなければいけない。

第3に、法人税を引き下げず、課税ベースを拡大する。租税特別措置の廃止・縮小、大企業向けの欠損金繰り延べ控除の縮小・廃止によって課税ベースを拡大する。

第4に、グローバルタックスを導入する。金融取引税を導入する。タックス・ヘイブンを閉鎖し、多国籍企業への課税を強化する。法人税引き下げ競争を制限する。「国内における課税の公平性を実現するためには、グローバルレベルでの課税の公平性が追求されなければならない」(諸富、前掲論文)。

第5に、相続税を抜本的に強化する。最高税率を100%近くに引き上げ、基礎控除額を引き下げる。

第6に、環境税を本格的に導入する。環境税を社会保障の財源に充当する。

以上の税制改革を行なえば、それでも不足する社会保障費は消費税引き上げで

税額控除(低所得者に消費税率の引き上げに際しては、軽減税率あるいは給付付き消費税率は不可欠です。

税しなかったときのリスクは、……日本政府の財政健全化へのコミットメントが疑われ、日本国債の金利上昇圧力が高まる。もし金利が急騰すれば、企業への貸し出しや住宅ローン金利が連動して急騰し、資金繰りに窮した企業の倒産や家計の破産、……不本意な事業の縮小・撤退や家屋の売却などが起こり、日本経済を大いに萎縮させる」(土居「他力依存」からの早期脱却を)。

「消費増税の増税を急いで「アフレ脱却」の芽を潰すというリスクは、あらかじめその可能性を認識していれば対応できるリスクである。これに対して「増税の予定を変更し、日本財政への信認が揺らいで」国債の金利暴騰が起れば取り返しのがつかないことになる(伊藤元重「金利暴騰リスク、より深刻」、『日経新聞』13年9月4日)。

ところが、消費増税は、企業向けの法人税減税とセットで行なわれる。すなわち、庶民に負担をかける

8・1兆円(14年度は5・1兆円)の消費増税と引き換えに、企業向けの4兆円(14年度は2兆円)の法人税減税が行なわれるわけ

です。

法人税減税は、復興特別法人税の1年前倒しの廃止で1兆円、設備投資や賃上げ促進のための法人税減税

(6面へ続く)

(5面から続く)
 の会議は、その意図を隠す
 で1兆円が減収になる。そ
 して、15年度から法人税の
 5%以上の引き下げが予定
 されている。1%で400
 0億円の減税なので、これ
 によって2兆円の減収とな
 る。ということは、これら
 の企業減税で合計4兆円が
 減収になります。

法人税減税の 正当化

このように、消費税増税
 で8兆円取って、企業向け
 に4兆円減税する。
 去年8月、予定通り14年
 4月から消費税を引き上
 げるかどうかについて、有
 識者の集中検討会議が行な
 われた。安倍政権はすでに
 引き上げを決めていて、こ

の会議は、その意図を隠す
 で1兆円が減収になる。そ
 して、15年度から法人税の
 5%以上の引き下げが予定
 されている。1%で400
 0億円の減税なので、これ
 によって2兆円の減収とな
 る。ということは、これら
 の企業減税で合計4兆円が
 減収になります。

この会議で発言した60人
 のうち多くは、予定通りの
 引き上げに賛成しました。
 安倍のブレインの中にも、
 景気に悪影響を与えるから
 先延ばしすべきだという意
 見があった。それでも、引
 き上げを決めました。

その最大の根拠になった
 のが、消費税を予定通り引
 き上げないと、海外から財
 政再建の本気度が足りない
 と見られる。そうすると、
 日本国債の金利が上昇して
 大変なことになる。だから
 財政再建こそ優先課題だと
 という理屈です。安倍のブ
 レインの伊藤元重や土居な
 どはこそ、そう主張し
 ました。ところが、彼らは、
 大幅な減収になる法人税減
 税には賛成している。財政
 健全化の主張からすれば、
 まったく矛盾した態度で
 す。

この法人税減税を正当化
 する理屈は、どのようなも
 のか。
 安倍政権は、企業優遇の
 法人税減税によって「経済
 の好循環」が生まれると主
 張しているのです。《法人税
 減税による企業の利益増大
 ↓労働者の賃上げ↓消費の
 押し上げ↑企業の利益の増
 大》。これは経済が成長すれ
 ば自然に税収が増え、財政
 健全化が進むという論理で
 す。企業減税をすれば、ま
 わりまわって人びとに利益
 が戻ってきて、財政再建も
 進むというわけです。

しかし、これから話しま
 すが、企業が増えた利益を
 労働者に還元する可能性は
 ひじょうに小さいのです。
 さらに、安倍政権による
 消費増税は、逆進性の緩和
 措置をとらないまま行なわ
 れます。

いろんな試算がされてい
 ますが、消費税率3%の引
 き上げによって年収250
 万円の世帯で5・5万円の
 負担増になるとされています
 (第一生命研究所)。

これに対して、政府は、
 低所得者(住民税非課税の
 2400万人)に一律1
 1・5万円を給付します。
 しかし、5万円も負担が増
 えるのに、1回限りの1
 1・5万円の給付金では負
 担軽減にほとんど役立たな
 い。見舞金のようなもので
 す。安倍政権は、税収減を
 恐れる財務省の強い意向を
 受けて、食料品や生活必需
 品に対する軽減税率を導入
 する、あるいは給付付き税
 額控除を導入することには
 ひじょうに消極的です。
 安倍政権がそもそも所得
 再分配には消極的で、貧困
 対策や低所得者への支援に
 ついて冷淡であるという特
 徴が、ここにも現われてい
 ます。

安倍靖国参拝違憲訴訟へ いま問う「靖国問題」2・11反「紀元節」行動

クが講演。

2月11日、今「靖国問題」
 を問う 2・11反「紀元節」
 行動が早稲田で行われた。
 1200人が参加した。

12月26日、靖国参拝を強
 行した安倍は、今年首相と
 して初めて「建国記念日」
 メッセージを出し、12年自
 民党公約に謳った「政府式
 典」実現をめざす姿勢を露
 わにした。

集会では安倍靖国参拝違
 憲訴訟の準備を進めている
 菱木政晴さん(靖国合祀イ
 ヤですアジアネットワー

「靖国問題の第一は戦没
 者の慰霊・顕彰の問題。顕
 彰とは戦争で殺し合いを経
 験してその中で死ぬことを
 『善行』とする。戦没者に
 対して、あなたたちの後輩
 に対しては、あなたたちの後
 輩に代わって死んでくれる
 ための模範になってくれと
 いうこと。靖国は「戦争
 争納得詐欺」。

靖国参拝違憲訴訟は中曾
 根と小泉の参拝で起こし
 た。判決は国家賠償は認め
 なかったものの、中曾根に
 対する大阪高裁、小泉に対
 する福岡地裁、大阪高裁が
 違憲判断を示した。合憲判
 決は1件もなかった。靖国
 に対しては遺族が合祀取り
 消しを求める訴訟を次々と
 起こしている。

最後に準備が進められて
 いる安倍首相靖国参拝違憲
 訴訟への参加が呼びかけら
 れた。

集会後、参加者は高田馬
 場までデモを行った。デモ
 の終盤で右翼がデモに飛び
 かかってくる場面が何度か



あり、飛び込んできた何者
 かによって宣伝カーのヘッ
 ドライトが割られ、ボディ
 がへこむという事態が発生
 した。妨害を許すことなく、
 「紀元節反対」「靖国いらな
 い」を訴えた。

東京都知事選挙で 見えたこと

「脱原発候補一本 化」をめぐる

東京都知事選挙投票日ま
 え、作家Sさんが宇都宮候
 補の立候補表明数日前に自
 宅を訪れ脱原発候補一本化
 を説得したという話を聞い
 た。真偽は不明だが、事実
 だとして私はその熱意を受
 け止める。が、非礼だ、無
 用な圧力だと受け止める人
 もいた。それほど「一本化」
 をめぐる「対立」はヒート
 アップした。

今回の特徴は従来政治的
 な態度表明しなかったグ
 ループが個人として細川支
 持を表明したことだ。前回
 に続き、宇都宮候補推薦を
 決定した緑の党でも、細川
 勝手連で活動した会員と激
 論が交わされた。

結果として、昨年参院選
 に続き、脱原発を主要争点
 に押し上げることはできな
 かった。なぜ一本化をめぐ
 る判断の違いが生じたのだ

ろう。マスコミでは共産党
 嫌い小泉アレルギーが背
 景にあったといわれている。
 私の認識では、安倍の
 暴政からの転換が最大の争
 点だったと思う。それが脱
 原発が都政全般の転換を争
 点にすべきなのかの違いと
 なって表れた。両者の対話
 を促進させる関係者の力不
 足があったことは否めな
 い。

「田母神60万」の意味

2つ目に舩添+田母神2
 72万が宇都宮+細川19
 3万を上回り、特に田母神
 が61万票を獲得したことを
 どう見るか。「朝日」出口調
 査で20代の支持は田母神24
 %、舩添36%、宇都宮19%、
 細川11%となった。

田母神の得票を予想外で
 片付けられないし、舩添勝
 利を自公組織票と分析する
 うわけだ。

安倍政権はアベノミクス
 によって非正規労働の若者
 を日々作り出し、一方で中
 国・韓国との対立、差別を
 煽ることで日本国家を「強
 い国家」に見せかけようと
 している。その仕掛けに都
 民の多くがハマったと見る
 こともできる。

だが、それだけでは脱原
 発が争点から外され、舩添
 勝利を許した理由の説明に
 は不十分だ。もう一つの争
 点は成長が脱成長かであっ
 た。東京はアベノミクスの
 恩恵を受ける富裕層と連合
 労働による勢力に牛耳られ
 ている。一方で高齢化が進
 み、貧困が拡大している。

宇都宮候補の政策は財源
 だけで不十分。舩添・田
 母神の支持の共通点は「強
 い国家」を求める心情に応
 える「リーダーシップ」で
 はなかったか。阿部真大(甲
 南大准教授)によれば、舩
 添が若者の支持を集めた理
 由は小泉純一郎のような突
 破力のあるリーダーシップ
 ではなく、官僚を使いこな
 せる能力を備えた人物が求
 められたから。「真の保守の
 結果」と称する極右の田母
 神の得票は安倍路線の純粋
 な支持者であろう。「日本は
 韓国、中国に弱腰でコケに
 されている」という「不満」、
 「世代間格差」のつけを回
 される若い世代の「不満」を
 引き上げたのが田母神とい
 うわけだ。

重点を大型開発から社会
 保障分野に移そうとした点
 では評価できるが、東京一
 極集中を許す成長の是非と
 将来のビジョンを示すもの
 としては不十分であった。

75才以上の医療費無料化な
 どバラマイメッセージを払拭
 できなかったのではない
 か。細川候補の脱原発も国
 家戦略特区導入を主張する
 ちぐはぐなもので、脱成長
 ではなかった。

そうした消去法で、人々
 の不満・不安に擬似的な「安
 心」「世界一の東京」のイ
 メージを訴える候補の「強
 い日本」を訴える政策を支
 持した都民が多かったため
 はないか。棄権は半数を超
 えた。脱成長の社会ビジョ
 ンこそ、政策の要である。

吉田和雄

安倍政権の「教育再生」

国家の教育支配「再生」めざし教育委員会破壊

渡辺厚子 元都立北特別支援学校教員

昨年12月6日、安倍政権は各界各層から巻き起こる大きな反対や懸念の声を黙殺して、秘密保護法を強行成立させた。国家が情報を恣意的にコントロールするということは、国家に一人一人の思想良心を縛りつけられることになるということだ。

敗戦後、1946年3月第1次アメリカ教育視察団が来日、教育委員会の設置を提言した。それを受けて教育刷新委員会がつかられ、48年7月「教育委員会法」が制定された。

制度の改廃を喫緊の課題とし、56年第3次鳩山内閣において、「教育委員会法」を葬った。10月「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が定められた。

それでも、独立した行政委員会として公教育を司り、地方公共団体の自治に委ねられているという建前は崩されず、教育委員会制度は温存されてきた。

対する教育自治モデルとはいっても、公選制の復活など自治を求める教育学者らと、中央集権支配を放手したくない文科省の教育委員会強化論は真逆である。

「総合教育施策会議」(仮称)では、学校の設置、教職員の定数などが協議、決定できる。

首長は、子どものいじめなど安全や緊急時に、教育委員会に直接指示や要求をすることが出来る。

文科科学省は、自治体、教科書採択で是正措置を求めたり、いじめ自殺などで指示をすることが出来る。

この案は、首長の直接支配を容認し、また限局的であれ文科省の地方自治への直接支配を認めるものである。

制度改革のモデル

安倍政権は、この若葉マークの治安維持法を用い、一方で愛国心教育を押し進め、戦争のできる国づくり、戦争のできるひとづくりに、増々暴走している。

教育行政の民主化、教育の地方分権、教育の住民自主、教育行政の首長・一般行政からの独立といった理念を明確に掲げ、仕組みとして公選制教育委員会制度を創設した。都道府県委員会は7名、市町村の地方委員会は5名の委員をおき、1名は議会の議員から選挙で選び、残りは公選制をとった。予算編成権や小中学校の教職員の人事権などをもち、独立した合議制の行政委員会として誕生したのだ。

文部大臣の権限の強化。一切の事務を司る教育長を得て首長の任命制。

予算案・条例案の送付権や人事権の廃止、即ち自治体内部における権限の剥奪。

教育委員会の制度改革については、伊藤正次のまとめによるとおおきくは3つの意見がある。

①教育委員会活性化(教育自治)モデル。教育委員会権限強化。主に教育学者、文科省主張

②地域総合行政(地方自治)モデル。首長が教育行政を担う。教委は廃止か任意設置。主に、行政学者、総務省、首長主張

③市場(学校自治)モデル。各学校・校長が権限を持ち経営体として競争市場に教育サービスする。教委は廃止か大幅縮小。主に財界主張

首長への権限委譲案と校長の権限強化案は矛盾しない。首長の信頼厚い民間校長を学校に配置すれば達成出来る。とくに大阪はいま実験場となっているといっ

戦前の地方教育行政は、内務大臣に直属する府県知事が教育行政官庁に位置し、市町村では、知事の指揮・監督をうけ、市町村長が教育行政を行っていた。天皇制国家の末端機構である首長を通して、国家の命令と支配が校長・教員へと縦一線におろされていた。

戦前の地方教育行政は、内務大臣に直属する府県知事が教育行政官庁に位置し、市町村では、知事の指揮・監督をうけ、市町村長が教育行政を行っていた。天皇制国家の末端機構である首長を通して、国家の命令と支配が校長・教員へと縦一線におろされていた。

戦前の地方教育行政は、内務大臣に直属する府県知事が教育行政官庁に位置し、市町村では、知事の指揮・監督をうけ、市町村長が教育行政を行っていた。天皇制国家の末端機構である首長を通して、国家の命令と支配が校長・教員へと縦一線におろされていた。

戦前の地方教育行政は、内務大臣に直属する府県知事が教育行政官庁に位置し、市町村では、知事の指揮・監督をうけ、市町村長が教育行政を行っていた。天皇制国家の末端機構である首長を通して、国家の命令と支配が校長・教員へと縦一線におろされていた。

戦前の地方教育行政は、内務大臣に直属する府県知事が教育行政官庁に位置し、市町村では、知事の指揮・監督をうけ、市町村長が教育行政を行っていた。天皇制国家の末端機構である首長を通して、国家の命令と支配が校長・教員へと縦一線におろされていた。

戦前の地方教育行政は、内務大臣に直属する府県知事が教育行政官庁に位置し、市町村では、知事の指揮・監督をうけ、市町村長が教育行政を行っていた。天皇制国家の末端機構である首長を通して、国家の命令と支配が校長・教員へと縦一線におろされていた。

戦前の地方教育行政は、内務大臣に直属する府県知事が教育行政官庁に位置し、市町村では、知事の指揮・監督をうけ、市町村長が教育行政を行っていた。天皇制国家の末端機構である首長を通して、国家の命令と支配が校長・教員へと縦一線におろされていた。

戦前の地方教育行政は、内務大臣に直属する府県知事が教育行政官庁に位置し、市町村では、知事の指揮・監督をうけ、市町村長が教育行政を行っていた。天皇制国家の末端機構である首長を通して、国家の命令と支配が校長・教員へと縦一線におろされていた。

戦前の地方教育行政は、内務大臣に直属する府県知事が教育行政官庁に位置し、市町村では、知事の指揮・監督をうけ、市町村長が教育行政を行っていた。天皇制国家の末端機構である首長を通して、国家の命令と支配が校長・教員へと縦一線におろされていた。

教育委員会制度の変容

戦前の地方教育行政は、内務大臣に直属する府県知事が教育行政官庁に位置し、市町村では、知事の指揮・監督をうけ、市町村長が教育行政を行っていた。天皇制国家の末端機構である首長を通して、国家の命令と支配が校長・教員へと縦一線におろされていた。

戦前の地方教育行政は、内務大臣に直属する府県知事が教育行政官庁に位置し、市町村では、知事の指揮・監督をうけ、市町村長が教育行政を行っていた。天皇制国家の末端機構である首長を通して、国家の命令と支配が校長・教員へと縦一線におろされていた。

戦前の地方教育行政は、内務大臣に直属する府県知事が教育行政官庁に位置し、市町村では、知事の指揮・監督をうけ、市町村長が教育行政を行っていた。天皇制国家の末端機構である首長を通して、国家の命令と支配が校長・教員へと縦一線におろされていた。

戦前の地方教育行政は、内務大臣に直属する府県知事が教育行政官庁に位置し、市町村では、知事の指揮・監督をうけ、市町村長が教育行政を行っていた。天皇制国家の末端機構である首長を通して、国家の命令と支配が校長・教員へと縦一線におろされていた。

戦前の地方教育行政は、内務大臣に直属する府県知事が教育行政官庁に位置し、市町村では、知事の指揮・監督をうけ、市町村長が教育行政を行っていた。天皇制国家の末端機構である首長を通して、国家の命令と支配が校長・教員へと縦一線におろされていた。

戦前の地方教育行政は、内務大臣に直属する府県知事が教育行政官庁に位置し、市町村では、知事の指揮・監督をうけ、市町村長が教育行政を行っていた。天皇制国家の末端機構である首長を通して、国家の命令と支配が校長・教員へと縦一線におろされていた。

戦前の地方教育行政は、内務大臣に直属する府県知事が教育行政官庁に位置し、市町村では、知事の指揮・監督をうけ、市町村長が教育行政を行っていた。天皇制国家の末端機構である首長を通して、国家の命令と支配が校長・教員へと縦一線におろされていた。

戦前の地方教育行政は、内務大臣に直属する府県知事が教育行政官庁に位置し、市町村では、知事の指揮・監督をうけ、市町村長が教育行政を行っていた。天皇制国家の末端機構である首長を通して、国家の命令と支配が校長・教員へと縦一線におろされていた。

戦前の地方教育行政は、内務大臣に直属する府県知事が教育行政官庁に位置し、市町村では、知事の指揮・監督をうけ、市町村長が教育行政を行っていた。天皇制国家の末端機構である首長を通して、国家の命令と支配が校長・教員へと縦一線におろされていた。

安倍の教育委員会制度の破壊

そうした中、大津市での子どもがいじめ自殺を口実に、教育委員会制度を一気に壊そうとしているのが、安倍政権である。

安倍首相は2月17日の衆院予算委員会で、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の「改正案」を提出すると明言した。

改悪案の概略は以下である。一般行政からの独立性、国・文科省からの「地方分権」「地方自治」の制度的否定に他ならない。

1956年以降の転機などというレベルではなく、1948年に出発した教育委員会制度そのものの否定なのである。

地方自治体の首長が教育行政を担う。文科省の教育への直接支配が法的に可能になる。しばらくはぐずぐずだろうが、権力の分散と集中が整理され、これはいずれ国家の中心部へ、ともに集権させられていくであろう。

「日の丸・君が代」、道徳、歴史改ざん・領土教育

教育基本法を改悪し、学校教育法、地教法をかえ、いわば家を建て変える安倍政権は、そのなかに入る人を徹底して改ざんしようとする。教育は自分のためにあるのではなく、国家の役に立つ人間になるためにあると従順に信じる子どもを作ろうと、従属心調教に躍起だ。

それが「日の丸・君が代」、道徳、改ざん歴史・領土教育である。その手段として「儀式」と教科書、体験学習(奉仕や訓練)が重要なのだ。儀式や体験学習は、新自由主義競争を、アメリカのボチとなって乗り切ろうとする一方、国内的には戦前モデルが有効と戦

略を描き一歩一歩進めているように思っ。天皇に殺されてもおお、殺した張本人を庇い、敬い続けてあまりある日本人の心性。第2次「教育勅語」による少国民教育はまことに効果があったと、2匹目のドジョウを狙い、戦前教育の再生に励んでいると私には見える。

私たちがどうこの天皇制国家主義教育をのりこえていけるだろうか。いや、何故敗戦時に乗り越えられなかったか。自らの加害の責任、被害の原因を直視出来なかつた日本人。私は闘いの照準は加害・被害の歴史の直視にあると考える。アジアアンティンティティとでもいうべき主体の形成が未来を開けるのではないだろうか。

国連・憲法問題研究会報告第56集

歴史認識の欠如した改憲は

アジアの緊張を高める

内田雅敏

定価 500円

秘密保護法廃止運動の課題

官僚支配の実態を隠す「第三者機関」

杉原浩司

「何が秘密？それは秘密」法に反対するネットワーク

廃案運動から 廃止運動へ

昨年、秘密保護法案の廃案をめざす運動は大きなうねりになった。市民団体、労組、ジャーナリスト、研究者などが参加し、11月12月に日比谷で大きな集会を開いた「秘密保護法案」を廃案へ！実行委員会は、法案成立が強行された後、「秘密保護法」を廃止へ！実行委員会になった。

秘密保護法は全国でも反対運動が熱心に取り組まれた。運動が広がって、廃止の全国ネットワークを結成。国会開会日1月24日には全国で行動が行われ、廃止へ実行委員会は3千人の参加で国会前ヒューマンチェーンや院内集会を行った。行動の節目として毎月6日(成立日)に行動が行われている地域も多い。

今までの法案成立で一区切りという反対運動とは違う。秘密保護法反対運動はそのまま廃止運動になった。盛り上りの熱と世論の後押しが続いている。それが冷めないうちの取り組

政令決定過程に 市民が介入を

法律の廃止には、廃止法案を提出して成立させなければならぬ。予算成立後の通常国会後半4〜6月、野党と市民が連携する形で廃止法案を出させる。与党にプレッシャーをかけ、きちんと国会の議論に載せさせる。それを後押しする世論をどう作るかが課題になる。

秘密保護法は肝心なところが条文に定められていな

い。肝心な部分の多くは政令で今決めようとしている。運動としては、廃止は求めるが、同時に「チェック」をきちんとかけさせる。情報公開をさせて「実効性」を持たせないようにする。

秘密保護法は情報に関する国際基準「ツワネ原則」に反しており、国際的にも批判された。国会会期中にツワネ原則から秘密保護法を検証する国際シンポジウムが計画されている。

安倍政権は強い反対と批判を受けて、次々と「第三者機関」もどきを作った。例えば、「情報保全諮問会議」。読売の渡辺恒雄が座長で秘密指定基準に関する参考意見を述べるというもの。決定権はない。仕切っているのは推進派で、反対の委員は清水勉弁護士だけ。「第三者機関」とは名ばかりで、実態は官僚が作る。議事は、清水弁護士が指摘するように秘密にする必要がないものも非公開。諮問会議自体、開会が3回程度。会議で行われる議論は、秘密指定の基準作り全体のごく一部。会議議事録は作成するが、情報公開請求しなければ見られない。結局

秘密保護法は肝心なところが条文に定められていな

は、内閣情報調査室を中心とした官僚が担う準備室がある。実際の作業を進める。非常に官僚の裁量が強。情報公開を求めて、非常に問題がある形で進んでいる。それに対して、法律は廃止しようと介入していく。そのリアリティをどのよう

に市民に持ってもらうか。報道によると、施行は今年12月。施行前には政府が諮問会議の報告を受けて、政令の案を公表して、パブリックコメントにかけ

る。去年9月、安倍政権は法案の条文決定前に概要をパブコメにかけ、2週間でも9万も意見が集まったが、法案にまったく反映されなかった。しかし、正統性を調達するために、安倍政権は今同じことは繰り返さない。だから、政府の動きとのせめぎ合いになる。政府のプロセスに介入して監視しながら、世論が作れるかが課題。

秘密保護法は肝心なところが条文に定められていな

問われる 日本の民主主義

秘密保護法をめぐる事態は、日本では主権者である私たちが政治を監視する仕組みが弱いことを改めて感じさせる。国会傍聴もなかなか制限が多い。地方公聴会も前日に急に決め、野党がホイコットしても強行する。今回に限らないが、国会の議事は民主的な手続きを無視して委員長職権で押し切り、最後は数の力で強行する。主権者がいないがしろにされている。

日本の法律は大枠だけ法律が決めて、肝心なところは全部政令で決める。官僚主権で国会・市民が関与できない仕組み。秘密保護法も、秘密指定解除について政令で決める。瀬畑源さんが指摘(「世界」3月号)するように、日本の国会には官僚が決める政令を審査する政令審査権がない。結局、官僚が国会より上にあると

秘密保護法は肝心なところが条文に定められていな

いう日本の民主主義の実態が浮き彫りになった。安倍政権は、「安本法制懇」のような法的根拠のない私的諮問会議に御用学者を集める。会議は公開されないし、議事録も公表されない。御用学者に都合がいい報告を出させて、政策を押し進めるという中曽根政権以来の独裁的な政治手法がまかりとっている。

日本の政策決定の仕組みは本場に官僚主導。「原子力ムラ」と同様だ。情報コントロールの結果が過酷事故だった。その日本の政治・行政のあり方を、秘密保護法は改めて浮き彫りにした。秘密保護法の施行はそれを逆に肥大化させる。少なくとも、議論はネット中継して情報はすぐに公開するという福島原発事故国会事故調のような民主的な仕組みを求めていく。

肥大化する公安組織

秘密保護法は公安警察の権限を間違いなく拡大する。これまでないがしろにされてきた国の情報にアクセスする権利に、さらに上から網をかけていく。その危険、恐ろしさを市民が感じ取った。

新聞の首相動静を見ると、安倍が政権1年間で一番会っているのが公安警察出身の内閣情報官北村滋。「官邸のアイヒマン」と呼ばれる北村は秘密保護法制定で安倍に影響力を発揮したキーパーソン。こういう

秘密保護法は肝心なところが条文に定められていな

連中がおのれの組織のために、情報をめぐる仕組みを強引かつ周到により悪いものにしてしまっている。日本の官僚組織は無責任体制で顔が見えず、責任を取らない。国会議員も官僚の手のひらで踊っている。北村らが何をやってきたのかを明らかにさせていく必要がある。暗躍している官僚組織を「見える化」する必要がある。市民の力が問われている。そういうあり方をどのように変えるか、きちんと考えないとけない。

集団的自衛権と 秘密保護法

今後、集団的自衛権行使の解釈改憲の閣議決定や、対応する国家安全保障基本法案、自衛隊法や周辺事態法の改悪案などが出てくる

ことが予想される。それを通させない運動を今から準備する必要がある。昨年の

NSC(国家安全保障会議)法は民主党まで含めた野党との共同提案で、すぐに成立した。秘密保護法反対運動の経験を活かし、そうではない形の構図・運動をどう作るか。

また、特定秘密に指定されると見られる約40万件の秘密の大半は偵察衛星(情報収集衛星)の撮影した画像だと、安倍首相は盛んに言っている。しかし、この偵察衛星自体が無用の長物。多目的とされるが、軍事以外の活用の実態は示されていない。性能も疑わしい。偵察衛星はずっと三菱電機が受注を独占し、多額の予算が使われ、役立っているのかも疑わしい。三菱電機は長年水増し請求をしてきた不正企業。象徴的な軍事利権である偵察衛星の実態こそ、メスを入れる必要がある。

昨年11月28日、共同通信の石井暁編集委員が陸上自衛隊「別班」の存在をスクープした(「世界」3月号)にも

NHK抗議行動



2月12日、日本軍「慰安婦」問題解決全国行動呼びかけでNHK前抗議行動が行われた。安倍は百田尚樹、長谷川三千子ら自らに近い人物4人をNHK経営委員に、物井勝人を会長とした。彼らの一連の発言は安倍路線を反映させるための就任であることが示している。12日、80人が経営委員会の開かれるNHKに向けシュプレヒコール。申入れの報告などが行われた。